

こども発明 1万円特許出願サポートプログラム

解説 & 「アイデア説明文」作成解説書

特許庁への「特許出願」をサポートします！

発明学会が行う「こども発明1万円特許出願サポートプログラム」は、「ものづくり」と「発明・アイデア」と、「自分のアイデアを権利保護する重要性」に興味を持ってもらい、未来の日本を支える子どもたちの創造と表現力の育成を目指すことを目指して設立された、一般社団法人 発明学会の新制度です。

発明学会の顧問弁理士も務める「メタライツ特許商標事務所」の木村 浩也 先生と、「一般社団法人 発明学会」のコラボ事業として、実現しました。

発明学会に会員として所属するこども発明家のほか、「身近なヒント発明展 こども発明部門」や、子供向け科学雑誌『子供の科学』の『ぼくの発明きみの工夫コーナー』応募者まで、支援の範囲を広げ、こども発明を応援してまいります。



発明学会 顧問弁理士・発明学会 会員
メタライツ特許商標事務所
弁理士 木村 浩也 先生

各種出願メニュー



当会サイト紹介ページ

1.特許出願だけを目的とする方のための「特許出願1万円コース」

書類作成監修費用1万円+特許印紙代14,000円実費のメニューです。

商品化を目指す方は、とりあえずこのコースで十分です。出願後1年後までであれば、「国内優先権制度」を利用することで修正が可能です。出願後、企業に売り込みを行い、採用が決まった後、その企業が商品化する構造や素材などの条件に応じ、対応が可能です（※書類作成後の校正は1回のみ、図面変更不可）。

この場合の国内優先権制度を利用した出願については、別料金での対応となります。

2.権利化までを視野に入りたい方のための、「特許出願5万円コース」

記載の図面の中で、体裁を整え、特許査定可能なレベルまで持っていく5万円の書類作成メニューです。書類作成監修費用5万円+特許印紙代14,000円実費で対応いたします。

※書類作成後の校正は1回のみ、図面は作成しませんが、5万円の範囲内で差し替えは可能。

3.その他「実用新案登録コース（1万円+20,600円）」、「意匠出願コース」、「商標出願コース」

権利化を目指す方は「実用新案登録」がオススメです。また、デザイン上の要素が強い発明の場合は「意匠登録」で対応致します。その他、販売を始めている方などは、商品に使用しているロゴマークや商品名、ブランド名等は、「商標登録」での対応となります。アイデアの内容を拝見し、ご提案させていただきます。

※最新の情報は、当会HP内「こども発明1万円特許出願サポートプログラム」紹介ページをご参照ください。費用は税別となります。
※「こども発明1万円特許出願サポートプログラム制度」は、あくまでもこども発明を応援するための社会貢献企画ですので、一般的な特許出願代行の受任とは趣旨が異なります。書類作成中の校正回数には条件がございますので、予めご了承ください。
※受任状況に応じお断りさせていただく場合もございます。また、お時間をいただく場合がございます。

特許権を取得するまでにかかる全体の費用

特許庁への各種手続きを代行する専門家を、「弁理士(べんりし)」と言います。

例えば、特許出願をしたい場合は、弁理士が開業している「特許事務所」に依頼し、特許出願手続きにかかる実費の他に、弁理士に支払う各種手数料を払うことで、依頼が可能です。

一般的に、特許事務所に特許出願をお願いして、権利化までには約60万円ほどの費用がかかるのが現状です。しかし、当「こども発明1万円特許出願サポートプログラム」を通じてお申込みいただくと、大幅に負担を減らすことが可能となります。

手続きの流れ	内容	「こども発明1万円特許出願サポートプログラム」の各種費用	特許事務所に依頼した場合の一般的な各種費用
出願前	出願書類作成	書類作成監修費用 10,000円 ※特許出願の手数料(明細書15頁,請求項5,図面5枚,要約書1枚に収まる内容の場合) ※発明内容を所定の「アイデア説明文」としてまとめることが必要。1時間で手直しが済むなら、そのまま1万円で出願書類作成。 ※出願の目的や権利化へのご希望等に応じ、最大5万円まで対応。	書類作成費用 300,237円(平均値) ※特許出願の手数料(明細書15頁,請求項5,図面5枚,要約書1枚の場合)
	特許印紙代(実費)	14,000円(実費)	14,000円(実費)
権利化を目指すための審査依頼時点	審査請求の費用(こどもの発明を出願する場合)	減免制度を利用することにより無料	減免制度を利用することにより無料
	審査請求(減免)の書類作成費用	5,000円	約10,000円
審査後	手続補正書の作成費用(審査の結果、拒絶理由通知を受けた場合のみ)	10,000円～ (補正内容により平均値に近い額となる場合があります)	63,556円(平均値)
	意見書の作成費用(審査の結果、拒絶理由通知を受けた場合のみ)	10,000円～ (補正内容により平均値に近い額となる場合があります)	66,485円(平均値)
権利化確定後	設定登録書類作成費用	5,000円	約10,000円
	特許料(実費) ※1請求項。3年分の場合。権利を権利期限一杯まで継続する場合は、第4年～20年分まで別途要。	13,800円(実費)	13,800円(実費)
	権利化成功報酬	無料	118,445円(平均値)
概算費用		67,800円	596,523円

※特許事務所に特許出願を依頼した場合の費用は、日本弁理士会が平成15年5月30日に実施した特許事務所への報酬額アンケート結果より「平均値」を紹介しています(「審査請求(減免)の書類作成費用」と、「設定登録書類作成費用」のみ、同資料に記載がないため、予想される一般的な費用を木村弁理士よりお聞きし掲載しています)。

※「こども発明1万円特許出願サポートプログラム」の費用はあくまでも目安です。ケースによって追加費用が掛かる場合があります。

※概算費用は、掛かりうる可能性がある項目の費用すべてを、単純に合算した金額となります。出願だけをする場合はそこまでの時点での金額のみ。権利化に挑戦する場合も、意見書・補正書の作成内容によっては、費用が変動します。

当サービス利用対象者と、特許出願をする目的

《「こども発明1万円特許出願サポートプログラム」利用対象者》

- 発明学会の会員で、未成年の方(18歳まで。会員のお子さん・お孫さん等は対象外)
- 「身近なヒント発明展 こども発明部門」に応募し、一次審査に合格した方
(一般部門に応募し、一次審査に合格した未成年の方も対象)


※2023.06.02 利用対象者改定

当サービスは、「自信作だから特許出願したい」と考えるこども発明家や、「お子さんの将来のために特許出願をして、公的な成果を残してあげたい」と考えるお父さんお母さんのために企画された事業です。

できるだけ、権利対策に必要な、経済的負担を軽くして、若い可能性を応援し、発明創作活動を、家庭全体で応援してもらい、みんなで発明を楽しんでもらえるように、サポートさせていただきます!

申し込み方法

「こども発明1万円特許出願サポートプログラム」への申し込みの流れは、下記をご参照ください。

発明家 木村先生 発明学会 ごとの申込の流れ	
① 文章作成 発明家	当資料の解説を読みながら、自分の発明品を説明する「アイデア説明文」を作成してください。
② フォームより申し込み 発明家	「アイデア説明文」が完成したら、所定のフォームやメール等にて、作成した「アイデア説明文」の文章を、応募してください。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ○専用フォームからの申し込み（入力してください） 「こども発明1万円特許出願サポートプログラム」 申し込みフォーム https://ws.formzu.net/dist/S45958516/ </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ○メールでの申し込み（原稿を添付してください） 発明学会 こども発明サポート係(担当:松野) y-matsuno@hatsumei.or.jp </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> ○郵送での申し込み（原稿を印刷してお申込みください） 〒162-0055 東京都新宿区余丁町7-1 一般社団法人 発明学会 こども発明サポート係(担当:松野) </div> <div style="text-align: right;">  <p>こども発明 専用フォーム QRコード</p> </div>
③ 木村先生へ見積依頼 発明学会	当会で内容を確認させていただいた後、木村先生へ見積もり依頼を致します。
④ 内容確認 木村先生	内容確認の上、木村先生より発明家へ、費用のお見積もりをお送りいたします 大きな修正が必要な場合 … その度合いに応じて、費用のお見積りをお送りさせていただきます。 1万円の監修費用の範囲の、軽微な修正で特許出願できる場合 … 24,000円で特許出願できる見積もり内容となります。
⑤ 正式発注 発明家	お見積り内容で問題なければ、木村先生へ、正式発注の連絡の上、指定の口座へお振込みください。お振込み後のキャンセルはできません。
⑥ 作成開始 木村先生	出願書類作成に入ります。随時、構造や使い方などの確認のため、連絡をさせていただく場合がございます。書類作成後の 校正 は基本的に 1回のみ となります。出願手続き完了後、木村先生より、手続き完了のご連絡を致します。以上で、出願の手続きは終了です。
出願後について	○特許出願後の特許庁への対応については、木村先生にご相談ください。 ○発明の事業化や、発明学会ネットショップを通じた商品販売、商品化採用してくれる会社紹介等のご相談は、発明学会までご連絡ください。

「アイデア説明文」作成解説書

当ページからは、実際に特許出願を依頼するにあたって作成が必要となる「アイデア説明文」の書き方を説明いたします。

当内容は、発明学会 事務局長、松野 泰明が執筆した書籍『特許の手続きの教科書(C&R研究所刊)』より抜粋し、編集した内容となります。弁理士に特許出願を依頼するとき以外にも、自分で出願するときや、アイデアをスピーチするときにも参考になります。それでは始めましょう！



アイデア説明文を作るときのポイント

例えば、読書感想文などの「作文」を書くとき、国語の授業では、下記の「起承転結」の4つのテーマ別を書く、自分の考えがあいてに伝わって、分かりやすい良い文章にまとめることができると習ったと思います。

テーマ	説明のしかたの例
① 起	私は、この本を読んで〇〇だと思いました。
② 承	しかし、△△と言う人もいます。
③ 転	でも私は違うと思います。なぜなら□□だからです。
④ 結	だから私は、〇〇だと思うのです。

実は、自分のアイデアを他人に説明するときにも、この「作文の場合の4つのテーマ」と同じように、「10個のテーマ」ごとにまとめると、アイデアの内容が、相手に伝わりやすくなる、まとめ方のコツがあります。

アイデアを上手に説明するための10個のテーマは、具体的には次のとおりです。

テーマ	説明のしかたの例
① アイデアの名前	「アイデアの名前は〇〇です」
② カンタンな紹介	「これは〇〇のようなアイデアです」
③ 今までの状態	「今までは、△△のような不便な状態でした。また、□□という似た商品がありました」
④ 今までの商品例	「例に挙げた、似た商品の所在(掲載雑誌や、特許情報)」
⑤ 今までの欠点	「不便な状態だった結果、××という欠点がありました」
⑥ 構造	「私が考えたアイデアの構造は、〇〇です」
⑦ 効果	「このアイデアにより、〇〇という効果が生まれました」
⑧ 図面の説明	「紹介する図面は、〇〇の状態の図面です」
⑨ 使い方	「使い方は〇〇のように使います」
⑩ 符号の説明	「図面で紹介した、各〇〇の部分の名前を説明します」

このテーマと順番に従って図面を交えながら説明すれば、発明者が、どんな目的で、どのような構造のアイデアを考えたのかが、すべて分かりやすく説明できるようになります。

この10個のテーマにしたがって、有名なアイデア商品「消しゴム付き鉛筆」を自分が発明したと仮定して、参考例として、アイデア説明文を作りました。

皆さんは、自分の発明品の特許出願するために、自分の発明品について、同じように説明ができるようになってもらいます。10個のテーマがどのように表現されているかをよく探しながら、読んでください。

さあ、それでは、始めましょう！

アイデア説明文（見本）「消しゴム付き鉛筆」

私の考えたアイデアの名前は、「消しゴム付き鉛筆」です。

これは、鉛筆の一端に消しゴムを付けて、消しゴムをいつでも使うことができるようにしたアイデアです。

今までは、鉛筆と消しゴムは別々でした。

なお、鉛筆と消しゴムがくっついているアイデアがあるか、参考までに調べてみたら、鉛筆と消しゴムをヒモでつなげたものがありました。（掲載雑誌「〇〇鉛筆株式会社の2013年度版カタログ 5頁」）

今までは、消しゴムを使っていくうちに、小さくなってしまった消しゴムを落としたときに、探しにくく、見つけることが大変である欠点や、ヒモで鉛筆と消しゴムをつなげた商品も、ヒモが邪魔で、消しゴムや鉛筆が使いにくい欠点がありました。

そこで私は、新しく「消しゴム付き鉛筆」を考えました。

図を見てください。

鉛筆（1）の一端に筒（2）を付けて、その筒（2）に消しゴム（3）を付けました。

この構造にしたことにより、鉛筆に消しゴムがくっついているので、消しゴムをなくすことなく、必要なときにすぐ使用することができるようになりました。ヒモが邪魔で消しゴムや鉛筆が使いにくくなることもなくなりました。

また、持ちやすい鉛筆を軸に消しゴムを使うことができるため、小さな消しゴムでも、大変消しやすくなる効果も新たに生まれました。

図1は、この発明品を斜めから見た説明図です。

図2は、この発明品の部品を分解して、斜めから見た説明図です。

この消しゴム付き鉛筆の使い方は、通常通り鉛筆で文字などを書き、消す必要があるときは、消しゴムを下にして文字を消します。

そのほかの実施例として、鉛筆と消しゴムを付ける方法は、金属の筒を利用する以外に、接着剤を使ったり、プラスチック製の筒を使っても同じ効果になります。

図面中、1は「鉛筆」、2は「筒」、3は「消しゴム」です。

図1

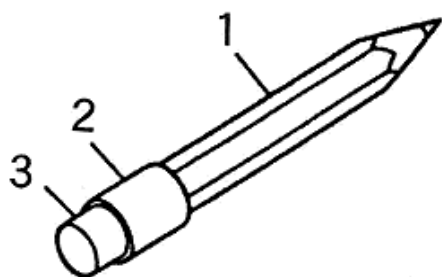
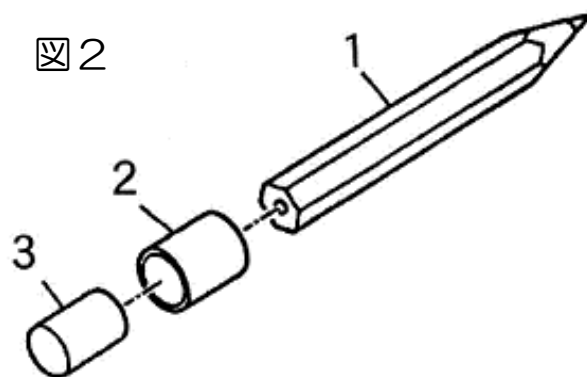


図2



「アイデア説明文」の作り方解説

アイデア説明文を読んで、いかがだったでしょうか？ アイデアに関する10のテーマを順番に盛り込んで文章を作ると、この文章になります。とてもわかりやすい説明だったと思います。

この要領で、皆さんも、自分が発明したアイデアの内容を説明できるようになってもらいます。それでは、10個のテーマ別に、それぞれ、まとめ方のコツを順番に説明していきましょう。

① アイデアの名前 「アイデアの名前は〇〇です」

このテーマの、書き方のポイント

アイデアの名前は、その名前を聞いて、内容や目的がわかるようにすることが重要です。「最新式鉛筆」とか、「改良型鉛筆」、「松野式鉛筆」では、まったくわからないのでだめです。

また、「消し太郎くん」や、「ケッシーちゃん」などの、いわゆる商品名のような名前も書いてはいけません。

② カンタンな紹介 「これは〇〇のようなアイデアです」

このテーマの、書き方のポイント

あまり詳しい説明ではなく、「何をするための何なのか？」という、これから説明するアイデアの概略程度の説明部分です。これだけでは、構造も、動機もわからないのですが、何を考えたのかだけがわかれば十分です。

③ 今までの状態 「今までは、△△のような不便な状態でした。また、□□という似た商品がありました」

このテーマの、書き方のポイント

今までの不便だった状態。また、考えたアイデアに類似するような、似ている商品について説明します。ここの説明で注意しなければいけないことが1つあります。それは、悪い状態、または類似する商品についてだけを、説明する部分だということです。

その悪い状態の結果、どのような悪い問題が起こっていたかまでは、ここの説明では必要ではありません。「△△のような状態だったから、××と言う欠点があった」と、まとめて説明をしてしまいやすいのですが、これは誤りです。

具体的な欠点は、この後に登場する⑤番目のテーマ「今までの欠点」の部分で書くべきなのです。

上手な説明文を書く場合は、欠点を引き起こしていた状態だけを、まとめて書くことが、ポイントとなります。

④ 今までの商品例 「例に挙げた、似た商品の所在(掲載雑誌や、特許情報)」

このテーマの、書き方のポイント

この「消しゴム付き鉛筆」の場合では、「ヒモで、鉛筆と消しゴムをつなげた商品」を、解説のために、架空の商品を作り、「雑誌に出ていた、その雑誌名や頁を紹介しています。

特許庁に特許出願されている特許情報に載っていた場合は、出願番号などの特定できる情報を紹介します。この項目は、分かる方だけ書いてください。分からなければ無記入で構いません。

⑤ 今までの欠点 「不便な状態だった結果、××という欠点がありました」

このテーマの、書き方のポイント

「今までは、△△のような不便な状態でした。また、□□という似た商品がありました」という説明で指摘した点について、具体的な欠点を説明する部分です。

⑥ 構造 「私が考えたアイデアの構造は、〇〇です」

このテーマの、書き方のポイント

ここでは、「物品の形状・構造・組み合わせ」など、発明の技術的なポイントになる構成を書きます。考えた発明が、「どのような部品で、どのように組み立てられているのか」を書くのです。今回の「アイデア説明文」の中で、「権利範囲」を決める、一番大切で、重要となる一文です。

大切なことは、「どこに、何をどのように、どうしたのか」をはっきりと書くことです。「鉛筆に消しゴムをくっ付けた」ではいけません。これではどこにつけたかがわかりません。

この場合、「鉛筆のどちらか一方の端に付ける」と説明します。また付ける方法も、「筒で、鉛筆に付ける」と、くわしく説明します。

上手なまとめ方の一例としては、

『Aのどこに「B」を付けて、そのBのどこに「C」を付けて、そのCのどこに「D」を付けて…』
という文章で説明すると、わかりやすい文章になります。

⑦ 効果 「このアイデアにより、〇〇という効果が生まれました」

このテーマの、書き方のポイント

消しゴム付き鉛筆を考えたことで、どこが、どのように便利になったのかを説明する項目です。欠点としてあげた⑤番目の内容が、すべて解決した文章になっているようにしましょう。

また、鉛筆が消しゴムを使うときの持ち手の働きをして、力が入れやすくなるため、消しやすくなる効果も出たようです。

このように、欠点を解決できただけでなく、それ以外に、新しい効果が生まれたら、これも、必ず書いておくようにしましょう。

⑧ 図面の説明 「紹介する図面は、〇〇の状態の図面です」

このテーマの、書き方のポイント

物のアイデアの説明文では、図面を付けると、大変わかりやすくなります。

この場合、その図面がどのような状態を表したもののなのかを説明すると、よりわかりやすく図面を見ることができます。手書きでよいので、図面を書いて、その部品に番号を振ってください。

そして、「この図面は、使っているところを斜め上から見た説明図です。」などのように、そのイラストが、どのような様子を説明したものなのかを書いてください。

なお、作った図面は、スキャンするなどして、フォームやメールでお送りください。

⑨ 使い方 「使い方は〇〇のように使います」

このテーマの、書き方のポイント

ここでは、効果を発揮させるためにはどのように使うのか、その使用手順を書きましょう。
また、その他の使い方などを説明する実施例のようなものがあれば、ここにたくさんの例を書いておきましょう。

⑩ 符号の説明 「図面で紹介した、各〇〇の部分の名前を説明します」

このテーマの、書き方のポイント

符号というのは、図面に付けられた、「1」とか、「2」のことです。
発明品のイラスト(図面)を書いて、それぞれの部分に、「符号(番号)」と、「その部品の名前」を書くようにしてください。

以上で説明は終了です。お父さんお母さん、お家の方と相談しながら、文章作成をしてみてください！
作成が終わったら、フォームから申し込むか、作成した原稿データ等をメールや郵送でお申込みください。

「アイデア説明文を作るメリット」

さあ、どうでしたか？ この「アイデア説明文」を発明した皆さんにしっかり作ってもらえると、特許出願書類を作るために必要な「技術的特徴」を、弁理士の木村先生が把握しやすくなります。

みなさんに、分かりやすく文章でまとめてもらえれば、文章作成の手間が減り、出願書類作成費用を安く抑えることができます。足りない部分は、木村先生からアドバイスがありますので、ご安心ください！

さて、皆さんが作った、この「アイデア説明文」ですが、「特許出願書類」を作るため以外にも、たくさんメリットがあります。

- 発明の内容を、整理できるので、特許出願書類を作るときに役立つ
- テーマごとにアイデアを分析できるので、書き忘れなく、アイデアを隅々まで把握できる
- もっとこうしてみたらどうか？と、改良案が浮かびやすくなる
- 企業にアイデアを売り込む場合の企画提案書作成に役立つ
- 商品化された際、取扱説明書を作るときに役立つ
- 学校の研究発表会などで、アイデア発表をするときの台本づくりに役立つ
- ものごとを順序だてて考えることができるようになるので、お話やスピーチが上手になる

今後、皆さんが学校生活を送る時だけでなく、今後、社会に出てからも、とても役に立つので、今回、特許出願をする、しないにかかわらず、一度は自分の発明品の「アイデア説明文」を作ってみてください！
みなさんの、発明成功を、心よりお祈りしています！

問い合わせ先

一般社団法人 発明学会
「こども発明サポートプログラム」係
担当: 松野 泰明

〒162-0055 東京都新宿区余丁町7-1 発明学会ビル
☎03-5366-8811 / FAX03-5366-8495
URL <https://www.hatsumei.or.jp/>
E-mail y-matsuno@hatsumei.or.jp